

答申第 806 号

諮問第 1394 号

件名：貸借対照表等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表の全部及び損益計算書の備考欄（以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 3 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 5 月 1 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるというものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 15 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

#### (2) 異議申立ての理由

##### ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該決算書類については、中小企業等協同組合法において、組合員以外への開示が求められているものではない。補助金に関する事項に関しての公開は理解できるが、その他の部分について開示されると当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

##### イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、住民の公共的関心に基づくものではなく、信用調査業者の営利目的のためのものであることは明らかである。本件開示請求が認められた場合、請求者の取得した当組合の財務情報は、当組合の競争相手となる他の市場を含む第三者に販売されることが予想される。請求者の販売行為により当組合の財務情報が広く流布され、そのことにより当組合の財政状態等についての風評等が生じる恐れがある。そうなった場合、当組合のみならず、当組合の開設する市場に存在する卸売会社等関係事業者についても取引関係上の損害が生じる可能性が生じる。このような危険を当組合等に受忍させてまで、県が公開すべき公益上の利益は無いと考える。

実施機関は条例第 7 条第 3 号イについて、事業者及び当該情報の性格に応じて判断する必要があるとしている。具体的に当組合は、①中小企業等協同組合法に基づき行政庁の認可を受け設立された法人であること、②組合が非営利目的であること、③税率が軽減されていること、④施策や公共事業の担い手になることが多いことなどから一定の公益性が認められていることを述べている。

これらの主張について異論はないが、仮に一定の公益性があるとしてもそのことから直ちに、正当な利益を害するおそれがないとは言えない。当組合は卸売会社等の出資を受け相互扶助の精神に基づき事業を実施している団体であるが、本件開示請求によって、本来出資者の利益を追求すべき組合が却って出資者に被害を与えることとなるのである。

また、実施機関は、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項の規定（決算関係書類の請求）は条例に基づく開示を否定するものではないと述べている。しかし、同規定では、決算関係書類の請求者は組合員及び債権者に限られており、当組合に関して事実上請求は生じない。

一方、本件情報公開の根拠となっている愛知県情報公開条例は県の県民に対する説明責任の担保と公正で民主的な県政の推進が目的であり、当組合を直接目的とするものではない。

また、実施機関は、当組合が公共性の高い事業の担い手であること、公的助成を受けていることから、その財務状況は住民の関心の対象となるべきものであり、公開により経理の健全性を確保すべきものと述べている。しかし、前述のとおり請求者は住民ではない。経理の健全性は当組合の経営努力や関係者の協力、事業を巡る経済環境の改善により実現するのであって、公開により経理の健全性が確保されるわけではない。卸売市場法第 66 条において県知事に開設者若しくは卸売業者に対し、

その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め検査させることができることとされており、その適切な行使により、経理の健全性はより確実に確保されるものと思われる。

また、実施機関は共同事業や取引行為の具体的な記録がないこと、当組合固有のノウハウが明らかになる情報でないことを述べており、その点には異論はない。

しかし、冒頭で述べたとおり、当組合の財務情報を当組合が開設している市場の競争相手となる他の市場を含む第三者に販売されることにより、当組合及び関係事業者についての信用被害が生じる恐れがあることは明らかであり、正当な利益を害する恐れはあると言わざるを得ない。

そもそも本件情報開示請求は、当組合の財務諸表が実施機関に保管されているために生じたものである。当組合は実施機関の卸売市場法に基づく検査の際に検査員の要請に協力して財務諸表等を提出したものである。また、愛知県の定めた卸売市場規則第 33 条により添付が義務づけられているために、それを順守するために同じように提出したものである。前述のとおり県条例は県の県民に対する説明責任の担保等のためであるにも関わらず、県の検査に協力して当組合が行った行為や法令の義務によって行った行為により当組合が予想外の不利益を被ることは不当といわざるを得ない。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

愛知県内で地方卸売市場を開設しようとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同条の許可を受けた者である開設者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の事業協同組合（以下「本件事業者」という。）が卸売市場法第 55 条の許可をした者である知事に提出した書類であって、貸借対照表、損益計算書及び代表・役員名簿である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、開示することとしている。また、損益計算書については、補助金収入、大科目及び合計に係る金額以外の金額を除き、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、損益計算書の備考欄及び貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

ア 条例第 7 条第 3 号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該事業者と県との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等、それぞれの事業者及び情報の性格に応じて、的確に判断する必要があると解される。

イ 事業協同組合は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき行政庁の認可を受けて設立される法人である。中小規模の事業者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことを目的とし、組合自体は営利を目的としないことから、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 66 条第 3 項において、法人税が一般社団法人等を除く公益法人等と同等の税率に軽減されているほか、中小企業振興施策や公共事業の担い手となることが多いなど一定の公益性が認められている法人である。

ウ 事業協同組合の貸借対照表及び損益計算書を含む決算関係書類については、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項の規定により、組合員及び債権者が閲覧等を当該組合に対して請求できるとされている。同項の規定は、組合員等の利益の保護のため、事業協同組合が自ら行わなければならない決算関係書類の開示について定めたものであり、実施機関において提出を受けた決算関係書類を条例に基づいて開示することを禁じるものではないと解される。

事業協同組合は、前記イで述べたとおり、税制上の優遇措置がとられているほか、中小企業振興施策や公共事業の担い手となることが多いなど一定の公益性が認められている法人である。本件事業者についても、公共性の高い事業の担い手となっており、その全般的な財務状況に関する情報は、住民の正当な関心の対象となるべきものである。

エ 本件事業者は、事業協同組合の経営安定に資するため、本県から補助金を受けている。このように公的助成を受けている本件事業者は、公的な性格を有していると解され、一般の法人にも増して、その客観的な財産状態を明らかにして、経理の健全性を確保すべきである。

オ 本件行政文書のうち、貸借対照表には、本件事業者の共同事業や取引行為に関する具体的な情報は記録されていない。また、損益計算書の備考欄には、細科目ごとに主な内容等が記載されているものの、一般的な情報であるほか、補助金収入を除いては、対応する個々の金額を不開示としていることから、本件事業者に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるような情報とはいえない。

カ 以上のことを総合して判断すると、本件情報は、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは

いえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示することとした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事業協同組合が卸売市場法第 55 条の許可権者である知事に提出した貸借対照表、損益計算書等である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表の全部及び損益計算書の備考欄である。

##### (3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、本件情報を開示されると組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

なお、条例第 7 条第 3 号イに規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があると解される。

イ 当審査会において実施機関に確認したところによると、卸売市場は、生活に欠くことのできない生鮮食料品等を消費者に届けるとともに、日々生産される農林水産物を余すことなく消費につなげていく重要な機能を果たしているが、とりわけ本件事業者は、公費による補助を受け、拠点となる卸売市場を開設及び運営しているとのことである。

本件事業者がこうした公益性の高い役割を担っていることからすれば、その財務状況を一定程度明らかにすることが求められていると解される。

ウ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件情報のうち、貸借対照表は、事業年度の最終日現在における財政状態を示すもので、科目ごとの金額が記載されているものの、科目等の記載内容は一般的なものであり、また、本件事業者の共同事業や取引行為に関する具体的な情報は記録されていない。

また、本件情報のうち、損益計算書の備考欄には、小科目ごとに主な内容等が記載されているが、一般的な情報であったり、対応する金額が補助金収入を除き不開示とされている状態であることから、本件事業者に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるような情報とはいえない。

エ なお、事業協同組合の貸借対照表を始めとした決算関係書類について、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項においては、組合に対して閲覧等の請求をすることができる者を組合員及び組合の債権者に限定している。しかしながら、この規定は、組合と利害関係者との間における情報の公開に関する規定であり、情報公開条例に基づく情報公開とは別の趣旨に基づいて行われるものである。情報公開条例に基づく情報公開は、条例の規定及び趣旨に照らして判断されるべきであって、同法において閲覧等の請求者が限定されているからといって、条例による開示又は不開示の判断が影響を受けるものではない。

オ したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 3 号イには該当しない。

#### (4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求が住民の公共的関心に基づくものではなく営利目的のためのものであることは明らかであり、開示請求者の販売

行為により財務情報が広く流布され、取引関係上の損害が生じる可能性がある旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書については実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の事業協同組合に係る以下の文書

- ・貸借対照表（平成 25 年度）
- ・損益計算書（平成 25 年度）
- ・代表・役員名簿（直近のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申